

126	生活保護は、個人の生活全般に深く関わっているため、本人のこれまでの生活歴、保護歴、ケース記録といった個人情報とは本人と関わっていく上での大切な資料である。サービス提供範囲も本人との関わり方も他業務に比して大であり、問題も個々のケースによって異なってくる。また、それぞれに金銭給付が絡んでくるため、行政はどのようなサービス提供が行われているのか、常に把握していく必要がある。部分的に委託したとしても、委託機関とのやり取りに時間がかかり、あまりメリットはないと思われる。また、委託により、被保護者と福祉事務所との信頼関係が損なわれる可能性も大きい。他の行政サービスと異なり、受給することに対してのためらいや偏見も大きい。個人情報保護の観点からも、民間委託は困難なのではないかと考える。
127	どの業務もケース把握、ケースワークの上で繋がりのある一連の業務であると思うから。
128	プライバシー保護。ケースワーカーの業務を外委託することで、ケースワーカーがケースの把握をすることの妨げとなり、ケースからケースワーカーが離れていくような気がする。
129	プライバシーと事例、裏話が多大にあり、区切って事務処理はできない。多方面にも関連がある。
130	福祉事務所の「適正な人事配置」さえ実行されれば、外部委託など必要ない。
131	公的責任を負うためには外部委託は適当とは思えない。
132	全て税でまかなわれているため。
133	どの業務も仕事上に於いて必要な経験であり、プライバシー保護上においても必要と思われる。
134	保護制度については、公の行う業務ということで、公平性、秘密保持等保たれていると認識しており、民間委託では、そのような事項について信頼性が高いとはいえない。
135	現状では、業務の細分化は考えられない。よって、外部委託はできないものである。（細分化できるほど、単純な業務ではない。）
136	相談者及び被保護者のプライバシーに関わる業務であるため、個人情報が外部に漏洩する恐れがある。被保護者と福祉事務所の関わりが減少し、十分な相談・援助ができなくなると考えられる。
137	個人のプライバシーが守られない。
138	要保護者、被保護者の預貯金調査。
139	個人の秘密性が高いため。
140	相談、申請受理の業務から保護の変更等まで、一連の業務でありケースワークをしていく上で必要と考える。
141	個人情報だから。
142	ケースの性格上。個人情報云々。
143	法律上の整備等、問題が多い。
144	福祉事務所の管内での連携が希薄化する。ケースのプライバシーが侵害されやすくなる。（住民情報）他業務（年齢や所得など）との迅速な対応が難しくなる。公務として扱われない問題。（公務執行妨害など）一部の業務委託だとかえって時間がかかる。
145	ケースのプライバシーが守られるとは思わない。
146	プライバシーの保護。
147	個人情報に関する内容が多い。
148	生活保護業務の中でも「保護決定業務」については、制度の悪用、プライバシーの侵害などが懸念される項目であり、民間委託は困難であると考え。これを前提に他の業務の委託を検討した場合、決定機関がケースの実情を完全に把握することなく保護の決定および変更を行う事態も想定されるため、部分的な委託も困難であると考え。
149	保護の決定（最低生活保障）と自立助長、ケースワーカーの援助業務は一体的に実施されたほうが効果的である。

150	業務を民間委託となれば、医療事務ではないかと思う。
151	生活保護という究極の個人情報扱う業務に外部委託は馴染まないものとする。
152	セーフティーネット機能が十分に機能しない。
153	プライバシーの問題や金銭給付が行われることから、よほど法整備がなされないと難しい。また、その業務も密接に関わっていることからその部を切り離して行うことは困難と思われる。
154	申請受理以後の業務は、福祉事務所で一貫して行うことがよいと思う。相談業務は、生保、高齢者、障害、母子など幅の広い窓口として、より専門員による外部業務委託も良いかも知れない。
155	民間委託では相談等の守秘義務上問題があるし、他の機関との調整が難しくなるのでは。また委託をするなら全部をしないと問13のように業務の一部を委託するだけでは、困ったときだけ福祉事務所が行うこととなりケースワーカーの負担は変わらないし、経過がわからないこともあり、かえって厳しくなるのでは。
156	全てにわたり専門知識が必要な業務であり、専門職が行うべき。
157	どの業務も対象者のプライバシーに深くかかわっている。どの業務も一連の流れの中で行っており、一部だけ外部委託することはかえって非効率である。
158	本町で行っている業務ではなく、町で決定できるものではない。
159	生活保護の相談を受ける場合、他の福祉制度（介護保険、保険、手当等）との知識が必要なため、役所内の関係部局との連絡調整が必要であり、また、外部委託することにより、個人のプライバシーの問題も発生することが考えられる。
160	制度が悪用される可能性が多くある。プライバシーも侵害される。福祉事務所の相談援助機能が低下する。多額の公費の支出を要する業務にも関わらず、責任の所在が不明確。外部委託のメリットは思い当たらない。
161	プライバシーの保護。
162	対象者の生活をトータルに捉えていく必要があり、一部の業務を委託すると業務の流れが分断される。生活保護は国の責任において運用されるべきもの。民間委託により公的機関の援助機能が低下する。
163	生活保護の業務は、一体的に対応して初めてケースワークといえる。
164	民間企業の目的が営利目的である以上、プライバシーの問題をクリアできても、生活保護者を必要以上に増加させたり、また、介護サービス、医療サービスの過剰供給の可能性も考えられ、不可と思う。但し、就労に関して、就労を開始させ自立できた場合でのみ成功報酬を払う形は、外部委託でも良いと思う。
165	保護受給者のプライバシーが守られる保障がない。設問13の1～7の中で一部委託可能があるかもしれないが、連携の不備により被保護者が不利益をこうむることもあると考える。
166	プライバシー。当市では件数が少ない。
167	生存権の保証は、国家の責任において行われる旨、憲法で定められており、その理念を具体化する生活保護制度にあつては、無差別平等はもちろん、公平・公正さの確保が最も重要である。又、制度の運用にあたっては個人の最も触れられたくない秘密に関わることとなり、制度に対する国民の絶対的な信頼を確保するためにも、行政が一切を受け持つことが望ましい。
168	相談者、被保護者のプライバシーを考えると外部委託はできないと思う。
169	制度が悪用されやすくなる。委託先との調整に時間がかかる。
170	生活保護は、人の生活そのものの仕事だと思う。外部委託は運用が柔軟になるかもしれない反面、プライバシーが広範囲に広がることにより、危険性は増えると思う。
171	ケースの全容について、主観的な把握ができなくなると思う。
172	プライバシー。個人情報管理の問題。
173	申請者及びその家族の秘密を守らなければならないため。
174	守秘義務の問題、生活態度の把握、自立助長の指導。

175	生活全般（プライバシー）に密接に関わる業務のため、安易に外部委託することは難しいと思う。各ケースとケースワーカーは家庭訪問の中で関係を作っていく。その中から処遇等を決定していくため、外部委託はできないのではないかと。また、開始や廃止に関わる事項もあり、利害関係では計れない判断を求められることもあるため、行政でなければならない仕事の一つではないか。
176	相談者や申請人のプライバシーが侵害されやすくなるし、侵害されたときの損害賠償の保障の面で民間の場合不安が残る。
177	生活保護業務を外部委託することは行政の責任を放棄するような印象である。そのような意見が外部から起こっているのならともかく、福祉事務所の職員負担が重いからといって、民間に委託するという発想自体理解できない。
178	流れがあるので途中、人が変われば支障が出ると思う。
179	どの業務も密接に関わっており、一つでも外部委託すると業務効率が落ちると考える。
180	個人情報保護のため。
181	各部委託したほうが、サービスの質は向上すると思うが、適当な委託先がない。委託契約の内容にもよるが、場合によっては直営よりも費用がかかり、財政運営上、委託することが難しい。
182	公務員の持っている守秘義務、個人情報保護の観点から法整備したとしても情報が流出される恐れがあると思われる。ケースワークは総合的に関わっていないといけないとも思う。
183	公務員は身分や賃金がある程度保証されているから長く続けられると思う。民間には素晴らしい人材が豊富なのは十分認識しているが、法の平等性等を考えると、公平な立場にいられる公務員のほうが適しているし、クライアントもその方が安心だと思う。
184	生活保護業務は、全体として一体のものとして遂行していくことで、内容が充実したものになると思われる。一部分だけを外部委託することに不安を感じる。
185	公平性が保たれない。
186	守秘義務の問題。委託先の資質の問題。
187	被保護世帯や新規相談者のプライバシー保護。
188	プライバシーの問題がクリアできない。委託団体と被保護者の癒着。
189	公平さ、適正に欠けるなど統一性が保たれない。個の私利私欲のために利用される危惧もある。
190	個人情報の漏洩が問題になっている世の中で、外部委託をすることは困難であると思う。
191	生活保護業務は公的扶助であり、外部委託は馴染まない。（守秘義務、公平性、経済的動向にすぐに影響を受けてはいけない）
192	どの業務も関連がある。
193	個人情報の管理が困難。
194	保護業務は訪問調査して保護の決定を行っている。一部民間委託は考えられない。また、その世帯の収入、資産、預金、家族構成、扶養義務者等、詳細に調査しておりプライバシーを厳守する必要がある。保護決定するためにはそれぞれの調査が必要である。業務を民間委託した場合、情報を正確に得られるか問題で、保護決定の誤りが生じたときの責任問題がある。生活保護世帯数が少ない。
195	一部業務委託した場合、ケースワーカーが世帯の情報を全て把握しきれないことが考えられるため。
196	プライバシーの保護など、情報管理の徹底がなされないと無理だと思う。
197	プライバシーの確保。新規申請を阻止できない。
198	守秘義務。
199	金銭の給付に関する業務なので、申請受付から決定までの間は、利害関係が生じる。また、個人のプライバシーに関わる事項が多いため、外部委託が情報漏れの原因になる可能性が高い。
200	個人情報に関わる業務だから。

201	外部委託に関する個人情報保護の基準が定められていない。
202	被保護者世帯の著しい増加が予想される。身の危険も多いので、委託するなら、警察にすべきである。
203	公平性を保つことが困難になると予想される。民間委託をするには、あまりにも権限が強力すぎる。
204	制度の悪用、受給者のプライバシーが守られるかが心配。
205	基本的に、日本国憲法第25条の理念に基づく制度であり、非営利団体等に委託の場合、利益誘導や介護保険制度利用と同様に、過度なサービス利用をプランする等の弊害の可能性が考えられ、外部委託は反対である。
206	生活保護制度が悪用されたり、個人情報の流出及びプライバシーの侵害等の問題が起きやすくなる可能性がある。
207	業者により取り扱いに差が出る可能性がある。
208	守秘義務が遂行できるかどうか。
209	営利部分で競合となり件数が増える恐れがある。
210	人間を相手にするため。
211	守秘義務との関係。
212	プライバシー保護上委託すべきではない。秘密厳守の契約を結んでも、破られている現実がある。
213	被保護世帯の人権に関わるプライバシーは守られるべきである。行政の一方的な判断で他者にあえて認知させるべきものではない。
214	生活保護法第1条から第4条までを変えない限り、全ての業務は公務員によってされるべきである。
215	ケースの人権（プライバシー）が侵害される恐れがある。
216	プライバシー侵害の恐れ。保護が必要な方は、複雑な事情を抱えており、他人には知られたくない苦しみや悲しみが多く含まれている。それらの事情を明らかにしてもらうには、プライバシーが守られているという安心感が必要であり、公務員だからこそ安心感を与えられると思う。
217	生活保護業務の全てが個人情報及び生活に直結しており、その一部でも民間に委託することは望ましくない。
218	個人情報流出の危険性がある。行政内で対応すべきだと思う。担当職員の配置数不足については増員、専門性の課題については専門的嘱託員の配置に対応すべき。業務の外部委託で事務量を軽減できたとしても、適正保護の実施にはあまり効果はないと思う。担当職員の把握すべき情報量の多さや、問題の解決さは変わらない。
219	民間委託により保護業務が問題なく行われるようになるか疑問である。
220	プライバシーの問題。相談から指導までの一貫性が保たれない。公平・公正な保護行政が保たれない。
221	ケースワークの職務において一番重要なことは、保護世帯とケースワーカーとの信頼関係であり、各調査等を外部委託した際、信頼関係も十分に築けず、また、ケースワーカーと外部委託団体及び保護世帯の間でのトラブルも多発し、ケースワーカーがトラブルの処理に追われることが予想される。
222	自立に向けての援助は、プライバシーの深い部分に関わる必要があり、調査および守秘義務の観点から、悪用される可能性が高い。
223	他法、他施策は、行政サービスに頼る面が多く、民間委託した場合横の連携がとりにくくなる。関係機関との連携も調整が難しくなる。プライバシーの問題、生保制度の悪用が考えられる。民間委託の場合不平等になる。
224	ケースのプライバシーが守られない。

225	ある作業は委託し、ある作業は福祉事務所に分けたら、連携がスムーズにいかないと思う。又、個人情報情報が漏れやすくなりそうである。
226	個々のケースのみの個人情報だけでなく、扶養義務者や勤務先などそれ以外の情報もかかわってくるため、外部委託するのは情報漏洩の危険がある。
227	専門知識がかなり必要。相談は人生経験を積んだ年輩の方が良い。開始、特に廃止を簡単にできないか。
228	基本的な業務については、内容の面で無理。断片的な業務について、必ずしも不可能ではないか？量的に小さすぎるので、受託者との連絡調整の手間を考えれば、メリットがない。
229	生活保護は法律及び要領に則って実施しなければならず、専門的な知識と公平性が求められるため、公務員が適していると思う。
230	当福祉事務所では、相談～決定～家庭訪問まで1人のケースワーカーが対応しており、その一部を委託するという発想ができない。
231	法整備を前提とあるが、公務員と同様の守秘義務、身分保障など、確保できなければ恣意的な判断がなされる恐れがあると思う。ケースワーカーの裁量の巾は、公務員の業務としてはとても広く、ある程度制限すればある程度外部委託も可能とは思いますが、それでは十分な成果は得られないと考える。
232	個人的情報が多く、守秘義務が守られない可能性がある。
233	被保護者、扶養義務者のプライバシーの問題。そして関連して、いくら法律上整備されても関係機関への調査等も実施困難ではないか。
234	一部を委託してしまうと、ケースの問題や自立助長に密接に対応できなくなると思われる。
235	事務の全ては一連の流れであるので、一部を委託することはできない。個人情報情報が漏れる可能性が大である。
236	プライバシー保護の問題がある。
237	プライバシーの保護。
238	新規申請からの業務の流れがスムーズに行くと思える。一部委託はトラブルもあり、責任感が薄らぐと思う。
239	相談から保護の変更まで一連の流れの中での業務であり、その一部を民間委託は考えられない。
240	1～7すべて関連性のある業務で、独立させて外部委託できるものではない。
241	個人情報の秘密保持や行政責任の問題等々、民間委託は問題が多すぎる。
242	現業員の資格や、プライバシーの保護などを考えると、民間委託は適切ではない。
243	個人情報保護責任。
244	管理意識も含めて、個人情報漏れの危険度が高くなるような気がする。
245	守秘義務の関係で難しい。
246	保護者のプライバシー保護のため外部の方への情報が漏れることに問題があると思う。
247	業務の連携上、何かを欠いて業務を行うことは難しいと考える。また、守秘義務の取り扱いについては、現状では委託の方向を困難と考えている。
248	生活保護業務は、直接人々の生活に関わる仕事であるため、高い専門性が要求されると思うが、十分な研修が行われていない。新規申請が年々増加し、新規調査による業務負担が大きいのが、新規申請の数が職員の数へ配慮されていない。
249	プライバシーの保護。情報公開。現生活保護制度は個人のプライバシーや家族のプライバシー調査が多い。生活保護制度以前に一般的生活支援ができる制度があれば、その制度の民間委託は可能と思う。
250	そもそも行政事務を営利追求の会社などに委託することが大きな問題である。被保護者へのケースワーク記録の開示を本人にも認めていない個人情報を部外者にすることとなる。厳格に保護されるべき個人情報の漏洩となるのではないか。
251	生活保護法第1条にうたわれている日本国憲法第25条に基づき、国が保障すべきと思う。

252	生活保護業務の流れを統一的、トータル的に行うのがケースワーカーの業務と考える。虫食いの一部業務を外部委託することは不可である。但し、当所においては、29条調査、医療券発券業務の軽微な事務は嘱託職員にやってもらっている。（委託とは意味が違うかもしれないが）
253	企業的な業務でない。行政が責任をもつべきものである。非常にデリケートな仕事である。
254	プライバシー保護のため。（保護受給者以外・・・身内の調査もすることがある為）
255	医師は儲けを、介護保険でも儲け主義、政治家、政党は口を添えて認定を強要、企業や福祉法人も儲けを迫っている。このような世の中で一番信用できるのは下級公務員だけではないか。委託なんてとんでもない。しかし、医療は券を、住居は公営を、食事を現物にしては、アメリカのように医療機関の中には、生保で潤っているところも多い。

## (2) 委託検討可能の自由記載

	問15 (対象ケース)	問15 (委託業務の内容)	問17 (委託の法制度課題)
1	全ケース	現在担当しているケースワーカーよりも、専門的知識、技術があると思う。	秘密の漏洩。民間委託職員の身分保障（不当に解雇されないよう）。
2			受託機関職員の守秘義務規定の制度、及び、罰則規定の明文化。
3	長期入院、外来ケース	病状調査	委託に限らず、法が古い。扶助費を減らすことしか考えてないように感じる。業務量（調査項目等）が多い。たいした役に立たないのに時間だけが消費される業務は見直すべき。
4	新規申請ケース	・ 29条調査 ・ 戸籍	
5	高齢で年金額が不十分で保護適用になっているケース。（パターン化しているため、プライバシーの問題さえクリアできれば完全委託してよい。）		プライバシーの問題に限る。
6	新規申請ケース	事務的な29条調査	
7	高齢者世帯または障害者世帯であって、生活面、健康面で特に問題なしと判断される世帯。	・ 安否確認 ・ 生活状況確認 ・ 在宅サービスの利用状況確認等。	第20条の条文はこのままでよいのか。
8			秘守義務、個人情報管理、人権問題取り扱い。責任問題（所在、範囲）。監査充実。
9			プライバシー保持。守秘義務。責任の所在。
10	全ケース	生活保護業務は相談から支援まですべて一体のものであると考えるため、業務委託する場合、一部ではなく全部を委託すべき。	委託する民間団体は、福祉関連の団体であることを前提とし、一定の基準や条件を法律で定め、制度の悪用を防ぐべきである。
11	国の委任事務以外の自治事務については、対象ケースを問わず委託は可能。		
12			福祉事務所で行う事項を、全て民間でできるような法整備が必要（市が100%出資する会社の設立など）。
13	・ 日常生活の中で反社会的行為等、問題行動を起こす事の少ない在宅ケース。 ・ 保護要件を十分に満たしている在宅ケース。 ・ 長期入院、入所ケース。	家庭訪問等の恒常的な業務及び、関係機関調査等の事務的な業務。	制度の悪用を防止するための法整備。
14	全ケース	データ入力業務等事務的作業。	

	問15 (対象ケース)	問15 (委託業務の内容)	問17 (委託の法制度課題)
15	新規申請ケース	・資産調査 ・戸籍調査 等	
16	・高齢独居世帯で、扶養義務者等との関係が悪い場合の家庭訪問等。 ・ニート等の若年無就労者への自立助長指導。	自立助長の為の指導（関係機関への導き）。	
17	高齢者の世帯で、扶養義務者との交流も保たれ、重篤な疾病を持たないケース。	定期家庭訪問他、他法他施策サービス受給の利用可否判断等調査業務。	
18	どのようなケース、事柄でも、法律上の整備がされれば民間委託できない理由はない。		個人情報の取り扱いについての法整備が必要と思われる。
19	全ケース	・戸籍調査 ・資産調査 ・面接相談 ・書類整備	個人情報管理
20			プライバシー保護
21			財政面では問題になる。
22	精神・知的障害者等の地域社会支援、自立助長ケース。		
23	高齢者世帯等、就労指導を要さない世帯。	家庭訪問による安否確認。	
24	高齢者世帯ケースで、生活状態が比較的落ち着いているケース。	訪問、調査（主に安否確認）。	業務にあたる人員の資質（資格、経験等）を明確にすべき。民間委託によりサービスの質が落ちてはならない。
25	・就労支援ケース ・障害者ケース（身体・知的・精神いずれも） ・傷病者ケース	ケースワーク部分については、各分野の専門的教育を受けた者が行った方が、そのケースにとってより自立助長になるのではないか。	社会福祉主事資格
26	・就労可能なケース ・新規申請ケース	・就労支援 ・レセプト点検 ・法第29条調査	・プライバシー保護。 ・委託業務の成果を一括的に評価することが難しいこと。
27	全て	全て	現在、実施機関により多少取り扱いを別にしてはいるが、委託にあたり、委託先により取り扱いに均衡を欠くことのないよう整備すべきだと考える。
28	関係機関調査が要される全ケース。	関係機関調査（ハローワーク、社保事務所、病院等）	
29	施設入所を要するケース。	入所手続きから入所までの一切。	守秘義務の徹底と罰則の強化。
30	高齢世帯、施設入所者。	全て	
31			個人情報保護、金銭管理、（提供費の支出方法）、調査の権限。



	問15 (対象ケース)	問15 (委託業務の内容)	問17 (委託の法制度課題)
32			個人情報保護
33	年金、雇用保険等社会保険制度から何らかの公的扶助を受給しているケース、受ける可能性のあるケース。	・受給資格の確認(受給中であればその内容の確認)。 ・申請の手続き。	苦情、不服申し立てされた際の対応。
34	長期間入院・入所している、高齢・障害・傷病世帯。	現実すでに、各施設・病院の相談員が行っており、関係機関との調整、扶養義務者との面談、金銭管理、他方活用等、直接本人と接する時間が多いものにもみ可能なことである。	
35	新規申請ケース	保護の決定に必要な客観的事実関係に係る調査(生活歴、資産、扶養義務者、病状、介護度、年金等の受給手続き等)。	
36	・求職活動を行っているケース。 ・年金、手当金、各種手帳を取得するケース。	・求職活動の支援。 ・各種社会保障手続きの代行。	・プライバシーへの配慮。 ・制度の悪用防止。 ・関係機関との連絡調整の徹底。
37	・高齢 ・障害 ・傷病(32条含む)	相談、家庭訪問	
38	新規申請ケース	29条による金融機関に対する調査。	ケースのプライバシーが絶対に守られるよう、配慮がなされるべき。
39	稼働年齢層で身体的には働けるが、就職できなくて生活困窮しているケース。	就労に関する、相談、援助。	
40			プライバシーの保護。
41			個人情報保護
42	・全ケース ・就労可能ケース	・法29条に関わる調査。 ・就職活動支援、指導。	
43	全ケース	すべての業務	・守秘義務の付与。 ・研修の義務付け。 ・民生委員の位置付への明確化。 ・身分の保証。
44	・精神障害ケース ・精神疾患の疑いがあるケース。	・通院指導やカウンセリングを通じた生活支援。 ・自立支援のためのアドバイスや関係機関との調整。	ケースのプライバシー保護。
45	高齢ケース、障害等、自立(保護廃止)が見込まれないケース。	家庭訪問(生活状況把握)→状況把握する中で問題があれば福祉事務所にて対応することにする。	
46	就職斡旋		
47			個人のプライバシーに関する問題。

	問15 (対象ケース)	問15 (委託業務の内容)	問17 (委託の法制度課題)
48	高齢者、障害者等、特に強い指導が不要であり、福祉サービスとのつながりが強いケース(これだと委託によるメリットは弱くなる)。	業務全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指導、指示や停・廃止について役割の明確化。→任せられるのか、役所が分担するのか。</li> <li>・ 不服審査の際の対応 →事務監査はどこが担当するのか。</li> <li>・ 医療機関、介護機関との関係。</li> <li>・ 関係機関調査の実施に当たっての、関係機関との調整。</li> </ul>
49	単身の高齢、傷病ケース。	左記のケースは独立の可能性が低いと判断されるため、家庭訪問による実態調査を民間委託し、福祉事務所側は処遇困難ケースや自立の可能性が高いケースに対する援助を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委託期間</li> <li>・ 委託先選定基準</li> <li>・ 委託先が適正に業務を行っているかどうかを監査する機関の設置。</li> </ul>
50	新規申請ケース	金融機関、社会保険事務所等への法29条による照会。	民間委託＝業務効率化、経費削減になるという信仰はやめるべき。介護保険のように民間に委ねた結果、逆に公費の負担が増えた例もある。どうしても民間委託するのであれば業者への報酬が天井上りにならないよう報酬枠を法律でしっかり定めるべき。
51	保護の決定に関わらない調査業務(全ケースが対象)。	関係機関との調整、関係機関調査や扶養義務者調査等。	プライバシーの保護をどうするのか。
52			生活保護法を改正し、生活保護の基準をもっと厳しくする。
53	全ケース	相談業務。社会福祉協議会で実施している相談業務で「困りごと相談」がある。福祉行政を経験し、退職したOBが生活全般についての相談を受けている。生保へつながるケースも多い。	民間委託されると、個人のプライバシーの漏洩が一番心配されるので、公務員と同じ守秘義務に対する法律の整備が必要と思う。
54	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新規申請ケース</li> <li>・ 就労先の確保・支援(稼働年齢ケース)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相談員の設置。</li> <li>・ 被保護者の就労を受け入れた企業への補助金を支給。</li> </ul>	プライバシーの問題、個人情報の保護。
55			守秘義務の問題をクリアする必要がある。
56	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 長期入院患者</li> <li>・ 長期外来患者</li> <li>・ 施設入所者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 病状調査</li> <li>・ 施設入所生活状況調査</li> </ul>	
57			守秘義務
58	全ケース	生活相談を受け、活用できる社会保障制度の説明及び申請指導。それでも生活困窮者にあつては、生活保護制度の説明と申請の受理。	
59	新規調査	戸籍、資産等の調査業務。	個人情報保護の問題。

	問15 (対象ケース)	問15 (委託業務の内容)	問17 (委託の法制度課題)
60	全ケース	<ul style="list-style-type: none"> <li>・レセプトチェック</li> <li>・医療、介護券発行業務</li> </ul>	
61	全ケース	<p>生活に困ったらず、社協に相談してもらい、社協の短期貸付や他法他施策で対応できるものであればそうしてもらい、社協が生活保護が必要と判断すれば申請してもらおう。なお、関係機関調査(預貯金、戸籍、年金等)については、社協に責任を持って行ってもらう。福祉事務所は、その結果を基に細部にわたる調査(実地調査、扶養義務調査)を行う。(社協と福祉事務所の調査は並行して行ってもかまわない。)また、保護適用日は、原則として社協で受け付けた日とする。</p>	申請のプライバシーの保護。委託先に他関係機関への調査権を与えることができるか。
62	医療援助・介護扶助を受けているケース。	医療券、介護券の発行、レセプト点検等を含めた、医療介護関係の支払い事務全般。	
63	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者</li> <li>・障害者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融機関</li> <li>・生命保険会社</li> <li>・社会保険事務所</li> <li>・職業安定所</li> <li>・医療機関</li> </ul>	委託職員の守秘義務と身分。
64			プライバシー保護、守秘義務。
65	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規申請ケース</li> <li>・継続ケース</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療扶助のレセプト点検等。</li> <li>・申請時の金融機関等関係先調査。</li> </ul>	守秘義務の確保。
66	ケースを限定した委託ではなく、委託するのであれば全ケースを対象にすべき。	保護費の支給に関する権限は福祉事務所に残し、それ以外は委託できる可能性がある。	ケースの生活状況の細かい部分での対応で、委託先にどの程度の裁量を与えるのかを明確にする必要がある。また、現在の生活保護法は非常に細かく、調査、実態把握と認定側が別々だと差異が生じる可能性があるため、法律自体を簡素化する必要があると思う。
67		専門性の強い訪問調査員が行く方が効率的であり、全体的な業務量の増加が原因で民間委託というのは非常に安易。ケースワーカーを増員し、自治体が業務を行なう事が一番良いが、もしやるとすれば実態把握をしてもらうのが効率的。	問題が大きすぎて、事実上不可能。ケースワーカーが人間関係、激務で病気になるリスクを考慮しても公務員で執行すべき。民間が行うには守秘義務も守られず、質の向上というよりは最低保障が守られなくなり、不満が出る。生保受給者名簿などもそのうち流出する気がする。
68	全ケース	自立助長のための指導全般及びそれに伴う調査。	個人情報の保護。

	問15 (対象ケース)	問15 (委託業務の内容)	問17 (委託の法制度課題)
69	金融機関、生命保険会社の29条調査。	調査票の作成、発行、郵送、結果の受付。	
70	全ケース	相談・申請受理までの業務、生保開始後の家庭訪問を委託。手持ち金が不足し、保護決定まで生活維持が困難なケースに対し、速やかに生活福祉資金融資手続きが行え、また、生保開始後の家庭訪問も委託することで、当該資金の回収も容易になると思われる。	地方公務員法第34条(守秘義務)に抵触すると思われるため、整備が必要ではないかと考える。
71	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者世帯</li> <li>・単身入院患者</li> <li>・就労指導中の者</li> <li>・ホームレス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的な訪問による安否確認。</li> <li>・住まいの確保。</li> <li>・就業の機会の確保。</li> <li>・ホームレスの実態把握。</li> </ul>	守秘義務
72	入院療養ケース	ケースの病状調査等。	
73	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入院、入所または通院、通所しているケース。</li> <li>・訪問介護を受けているケース。</li> </ul>	病院の3Wや施設スタッフ、ヘルパー、ケアマネにケースの状況把握(病状、生活状況等)、指導を伝えてもらうことができれば、家庭訪問や関係機関調査を福祉事務所自らやらなくてすむし、より専門知識がある人が状況把握、指導できるのでケースにとってもよい。	個人情報保護に関して。CWに与えられている調査権限等を民間に渡すことに関して。委託先に対するケースからの不服申し立てに関して。行政委託先の関係について。
74	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談</li> <li>・申請</li> </ul>	新規相談～申請～新規調査、記録作成まで。	個人情報の保護が必要。
75	就労支援を必要とするケース。	具体的に就職活動を支援する(仕事の探し方、面接の受け方等)。	
76			プライバシーの問題。委託業務の実施が適正に行われているかの監査的なもの。
77			個人情報を扱うので守秘義務の問題。
78	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長期入院ケース</li> <li>・NPO施設入所ケース</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期家庭訪問(長期入院ケースのみ)</li> <li>・職業安定所同行等、早期就労に向けての援助活動。</li> </ul>	
79			秘密の保持。
80	全ケース	自立支援活動全般(就労・受診・生活指導等)。不正受給、自動車の不正使用等の通報があったケースに対する身辺調査。	自立支援業務を法的に明記し、それらを委託できるよう法律に盛り込む。罰則規定(不正受給及びその幫助、守秘義務)の見直し。
81			貧困の意味、生活保護法そのものの見直し。

	問15 (対象ケース)	問15 (委託業務の内容)	問17 (委託の法制度課題)
82	高齢・安定したケースへの定期訪問。	・現況調査 ・ケース記録	
83	経済的自立助長が望めない高齢・障害者世帯。	安否確認を兼ねた定期的訪問と相談・援助業務。	特に保護受給者のプライバシー保護が担保される対応策が必要だと思ふ。
84	・就労支援事業 〈委託〉H16.4.1.から。 ・就労体験プログラム 〈委託〉H16.12.27から。 ・調査訪問体制強化事業 〈委託〉H17.4.1.から。		職業安定法(4条、33条、44条など)。 労働者派遣法。
85	・全ケース ・就労可能ケース ・高齢、障害ケース	・事務的、一般的な調査。 ・就労支援のサービス調整。 ・介護、施設入所等のサービス調整。	守秘義務の問題。
86			プライバシーの保護。公平性の確保。生活保護ケースワーカーの一定水準確保。継続的に運営可能な委託業者の確保。
87	新規申請ケース	新規開始の際の調査。介護認定調査並みにマニュアル化を図る。	プライバシー保護の問題。
88			受給者のプライベートの保護。就労プログラム(ハローワークとの連携)。職員の服務規程、資格要件。
89		・病院施設の入所ケース。 ・変動の少ない高齢者世帯の安否確認等。	
90	新規申請ケース	・生命保険、金融機関調査。 ・住民票、戸籍等、扶養義務者調査。	プライバシーの問題侵害。
91	新規申請ケース	・土地家屋調査 ・預貯金調査 ・生命保険類調査 ・戸籍調査	
92			訪問、調査権の明確化。それに基づく保護決定権限の権威化。
93	新規申請ケース	金融機関・保険加入(生命・損害保険)の有無について調査。	個人情報の開示が認められるか(個人情報審議会でOKができるか)。
94	・家庭訪問については高齢世帯。 ・関係機関調査については全世帯。	・高齢者については見守りと話し相手。 ・関係機関調査については銀行、生命保険調査。	
95	全ケース	金融機関への資産調査。(法第29条調査)	国なり、都なりの認可等の制限は必要であると思われる。
96			プライバシーの侵害と訴えられないよう、民間委託についての権限を明示する必要がある。

	問15 (対象ケース)	問15 (委託業務の内容)	問17 (委託の法制度課題)
97	全ケース	ケース業務全般	委託先への守秘義務等に関する規定。
98	被保護者全世帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問調査</li> <li>・指導助言</li> <li>・関係機関との連絡調整。</li> </ul>	
99			プライバシーに関する事項が多く、民間委託をする場合、この仕事に携わる職員に対し周知徹底を図る法的整備が必要と考える。
100	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知的障害者</li> <li>・精神病患者</li> <li>・相談者</li> </ul>	専門的知識、技術を有する者が家庭訪問、関係機関との調整を行う。生活相談。	
101	稼働能力のあるケース。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治事務に関わる相談援助業務。</li> <li>・就労斡旋業務。</li> </ul>	
102	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護ケース</li> <li>・高齢世帯</li> <li>・稼働可能年齢世帯</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉協議会、社会福祉法人による家庭訪問、関係機関とのサービス調整等。</li> <li>・NPO, NGO, 独立開業の相談援助職による求職活動支援。</li> </ul>	憲法（最低生活）保障と言う、国が行う生活保護、法定受託事務に地域間格差が生じないように（民間委託側のありよう）法整備及び地域実態調査が必要と思う。
103			自衛隊が海外派遣されるこの時代、憲法でさえ捻じ曲げられる昨今、新たな法整備などしなくても、何でもできるのではないか。
104	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全ケース</li> <li>・福祉事務所に責務を負っているケース。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭訪問、病状調査</li> <li>・債権回収業務</li> </ul>	生活保護法
105	全ケース（特に新規調査）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融機関調査</li> <li>・年金調査</li> </ul>	生活保護法第5条、この制度をどうありたいかで民間委託の適否が決まる。納税者の考えを聞くべきである。同第29条「・・・官公署に調査を委託し・・・」？
106	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単身高齢者（介護保険要支援～要介護2まで）</li> <li>・単身障害者</li> <li>・死亡以外に保護が切れなようなケース。</li> </ul>	保護の決定、変更以外の全部（新規を除く）。	守秘義務、生活保護法78条と85条の適用について。罰則規定を民間で行うのは難しい、又は危険である。（個人的感情があるので）
107			プライバシーの保護。決定に対する責任の所在。
108			公務員と同等の権限、他の公共機関（自治体、警察、職安、児相など）と同等の立場が保障される必要がある。
109	全ケース	疾病確認等	プライバシー保護の問題。
110			個人のプライバシーの守秘義務、業者との癒着、監査・会計検査機能。
111		専門職の集合体が望まれる。	
112	全ケース	問13の業務全般において可能と思われる。	被委託業者が公務員と同様な制限を受けることが前提。

	問15 (対象ケース)	問15 (委託業務の内容)	問17 (委託の法制度課題)
113	29条調査等、プライバシー保護の問題がクリアできれば可能かもしれない。 (ただし、2週間以内の決定のため早急な回答が必要。)		プライバシーの保護。
114	全ケース	<ul style="list-style-type: none"> <li>・預貯金調査</li> <li>・保険調査</li> <li>・扶養調査</li> </ul>	問題が発生したときの責任の所在が難しい。地方分権の考え方と全国一律のサービスの兼ね合いが難しい。各ケースの複雑な問題の解決方法について現状に応じて各福祉事務所で解決するなどの曖昧な表現では事務量が減らず事務が煩雑化する。
115	29条調査	銀行、生命保険会社への資産調査は、民間企業に委託した方が効率的に、また広範囲に照会でき資産の発見も出来るのではないか。	
116	生活保護業務全てを社会福祉協議会へ委託。		
117	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談ケース</li> <li>・新規ケース</li> <li>・多くの機関との連携が必要なケース。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単純な事務処理、機械的な新規時の資産調査、レセプト点検。</li> <li>・相談教務（申請前の受理面接）</li> <li>・関係機関調整</li> </ul>	
118	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導困難ケース、暴力団関係者への家庭訪問。</li> <li>・精神障害者へのカウンセラーの訪問。</li> <li>・調査関係の一括処理を民間調査機関に依頼。</li> </ul>		
119	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長期入院患者</li> <li>・行旅病人</li> </ul>	新たな居住地の確保や、転院、入院先の調整。	守秘義務
120	本来一連の流れで生保業務はあるべきで、果たして大きな成果が得られるかどうか。委託するのであれば、大半を委託し、実施内容を検証する者のみを残したらどうか。		
121	知的、精神、身体障害者等全般で、援助が必要と思われるケース。		
122	被保護者が要介護状態のケース。	適切な介護サービスの選定。	個人情報保護の保護。
123	全ケース	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月の保護費計算と決定通知の作成、発行事務。</li> <li>・医療券等作成、発行事務。</li> </ul>	

	問15 (対象ケース)	問15 (委託業務の内容)	問17 (委託の法制度課題)
124	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者、精神・身体障害者、知的障害等で生活費が賸えないケース。</li> <li>・就労収入がなくて、生活費が賸えないケース。</li> <li>・健康状況の把握が必要なケース。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規申請の際の生活状況の情報提供（多角的な見方をするため）。</li> <li>・定期的な家庭訪問による生活状況の把握（多角的な見方をするため）。</li> <li>・権利擁護事業による保護費の計画的な消費把握。</li> <li>・職安へ同行し、求職活動の援助。</li> </ul>	
125		医療扶助関係。新規相談受付。現在、レセプトチェックを民間委託しているが、医療券発行業務も委託できるのではないか。	守秘義務の徹底。
126	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談、申請受理の他法活用について。</li> <li>・関係機関とのサービス調整。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他法活用についての専門知識があれば、相談を受け保護の可否の判断がおおよそ可能と考える。</li> <li>・介護サービス、医療受診、年金受給権等、一定の基準において調整が可能と考える。</li> </ul>	個人情報保護との兼ね合い。（守秘義務及び罰則等）
127	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規申請ケース</li> <li>・高齢世帯</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談、調査</li> <li>・ホームヘルパー、配食サービスによる生存確認。</li> </ul>	プライバシーの保護と秘密保持。
128	健康上特に問題はないが、就労の場がないことで保護を受けているケース。	就労支援（職安への同行、履歴書の書き方、面接の心構えなど、基本的なことをはじめとする就労達成までの支援全般。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本来、国が保障すべき最低生活を、民間事業者が行うことの根本的な問題。</li> <li>・被保護者のプライバシー保護の問題。</li> <li>・委託費用の問題。（民間事業者が安く受託すれば、被保護者へのサービス低下の恐れがあるので、いかに適切なサービスを確保するのか、また、サービスの質の検証をどのようにするのか。）</li> </ul>
129			現実的に民間委託は考えたことがない。
130	生活状態が安定している高齢者ケース等。	生活状態の把握等。	
131	全ケース	保護の決定、変更など決済以外の可能な限り。	
132	高齢者、障害者世帯		
133	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活相談から申請。</li> <li>・状況の確認等はあらゆるケースにおいて対象とできる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談申請受理</li> <li>・新規調査</li> <li>・家庭訪問</li> <li>・関係機関調査</li> </ul>	
134	継続ケースのうち、長期間生活状況に変化がないようなケース。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問調査</li> <li>・近況把握</li> </ul>	プライバシーの保護。



	問15 (対象ケース)	問15 (委託業務の内容)	問17 (委託の法制度課題)
135			プライバシーの保護。
136		いわゆる行政処分である、措置の決定以外は委託できると思う。ただし、調査など個人情報に関する収集と制限について課題があると思う。	個人情報の提供とコントロール(規制)のルールが必要になる。委託先の指定、資格要件等整備。利用者(対象者)と委託先との契約関係についての整備など。
137	・就労意欲の乏しい稼働年齢層。 ・在宅困難な長期入院精神障害者。	・ハローワーク、障害者職業センター、主治医、障害者訓練施設等のコーディネーター。 ・精神病院入院患者の社会的入院の適正化のためのコーディネーター。	
138	精神疾患ケース	施設、病院等、そのケースにとって最も適した環境を選択し、入所等の調整、事務を行う。	プライバシーの保護。
139	全ケース	全て	公務員並みの義務と罰則を課すこと。
140	医療扶助ケース	レセプトチェック	
141	・施設入所 ・比較的安定したケース。	・相談 ・申請	プライバシーの問題。
142	・新規ケース・ ・医療ケース ・就労指導ケース	・各種調査 ・レセプト点検 ・就労先の同行訪問。	
143	・特に問題ないケース ・施設入所ケース ・高齢者 ・障害者 ・長期入院(精神科含む)	・見守り訪問。 ・福祉サービス調整、連絡。	委託内容、委託先の限定、認可。
144			関係機関調査を民間委託した場合、整備されるべきは個人情報保護が一点挙げられる。公務員は守秘義務があり、それと同等の義務を民間にどのように法的に課すかを詰める必要がある。また、万が一情報が漏れた場合、その責任について誰が持つのか決めておく必要もある。
145	高齢者	ケースワーク	プライバシー侵害
146			個人情報保護
147	安定している高齢世帯。	・民生委員、家庭訪問による安否確認。 ・民間企業、資産調査。	守秘義務、公平性、専門的資質の確保。
148	独居の高齢者。	・介護保険制度のサービス利用の検討等。 ・生活全般のケア。	
149		継続ケースの親族追跡調査をしてほしい。	個人情報の保護。
150			守秘義務、情報管理。

	問15 (対象ケース)	問15 (委託業務の内容)	問17 (委託の法制度課題)
151	医療扶助受給者等	・医療券の交付及び医療費等のチェック。 ・社会参加(ボランティア等)への指導	
152	・新規申請ケース ・必要に応じて継続ケース。	生活保護法第29条の規定に基づく調査。	プライバシーの保護。
153	・全ケース ・傷病ケース ・高齢ケース	・社会福祉協議会、社会福祉法人：資産調査、年金受給者資格調査、ハローワークへの同行訪問。 ・医療法人：療養指導 ・社会福祉協議会、社会福祉法人：介護サービス全般	
154		低家賃住宅の斡旋。	
155	・新規申請ケース ・処遇困難ケース	・29条調査 ・相談援助に対する指導、助言。	・プライバシーの問題。 ・守秘義務の問題。
156	高齢者世帯の訪問調査。	訪問調査では、「元気であるか」を確認することが主。経済的自立が見込めないケースは委託しても良いと思う。	被保護者のプライバシー権。
157			個人情報の保護。
158	・単身入院ケースで、転院先、帰来先がない場合等。 ・表面上問題ないが、隠れて事業をしている、自動車を保有している等、生活上指導を要する疑いのあるケース。	・転院先、帰来先の確保など関係機関との調整。 ・生活実態を把握するための追跡調査。	個人情報の保護に関する法律。
159	・被保護者が入院中のケース。 ・在宅生活を送るのに種々の援助が必要なケース。 ・就労指導が必要なケース。	・入院中の金銭管理、転院先の手配、親族への連絡、死亡時の書類手続き等。 ・金銭管理のできない者への援助・要望に対しての対応、問題行動のある人物に対する指導等。 ・就労が必要な者に対して、仕事の斡旋等。	権限の委任について、もう少し広義な(柔軟な解釈のできるような)記述が必要。
160	全ケース	扶養義務調査時	
161	高齢世帯で特に問題の無いケース。	家庭訪問(見守り)	
162			相談者のプライバシー保護。
163	高齢世帯	安否確認を兼ねた家庭訪問等については、現在の介護ヘルパー派遣等に準じて行えると思う。	守秘義務の徹底と、これらに違反した場合の罰則。
164	DVや職権保護等、緊急性のあるもの以外の全ケース。	保護の決定に関する事以外は、全て委託できると思う。	
165			プライバシーの保護。

	問15 (対象ケース)	問15 (委託業務の内容)	問17 (委託の法制度課題)
166	稼働年齢の被保護者。	就労指導・訓練・紹介等。現在障害者の日常生活支援、就労支援を行う社会福祉法人あり。その対象を障害でなく被保護者とするもの。	
167			<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規申請に対する決定の法定期限の延長。</li> <li>・委託先機関に最大限の調査権限をもたせること。</li> <li>・被保護者の金銭の取り扱いに関する規定の整備。</li> <li>・扶養義務者の責任（入院時、死亡時、施設申込時、入所時、転居時、逮捕時等）の明確化。（委託先機関のすべき業務範囲の規定）</li> </ul>
168	施設や病院等で長期入所しているケース。	生活保護の申請・相談を、各施設や病院にいるソーシャルワーカー等に出来る範囲の部分を委託する。	
169	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者世帯</li> <li>・障害者世帯</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問相談業務</li> <li>・話し相手</li> </ul>	個人情報漏洩の禁止を規定する必要がある。
170	高齢者世帯	独立型社会福祉士	安上がりをめざすため、ケースワーク機能がなくなってしまうかも？公的責任が形骸化するかも？
171	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子</li> <li>・傷病者</li> </ul>	定期家庭訪問では判明しない生活実態の把握。	
172	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者世帯</li> <li>・障害者世帯</li> </ul>	介護サービス、支援費制度の早期対応。	
173	高齢者世帯	施設等への入所指導及び手続き等。	
174	障害年金等、複雑な社会保険給付が期待できるケース。	社労士に裁定請求まで委託する。	
175	新規申請ケース	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規調査</li> <li>・医療レセプト点検</li> </ul>	被保護者のプライバシーの保護。
176	個別ケースとして考えられるものはなし。	包括的な業務として、29条調査、レセプト管理などが考えられる。	
177	全ケース(国が最低生活を保護していることについて、理解及び営利を目的としないなら。)		
178	介護保険を利用している高齢ケース。	保護決定後の全ての業務。	社会福祉法第14条～19条、民間の職員について。生活保護法第19条、委託先の資格基準について、不服申し立てについて、委託先について、プライバシーについて、監査について、権限について、委託費について。
179	高齢・障害者	生活状況確認	守秘義務

	問15 (対象ケース)	問15 (委託業務の内容)	問17 (委託の法制度課題)
180			より厳密に扶養義務の遵守を徹底すべきであり、原則の最後のセーフティーネットを守るために、預貯金調査や年金加入調査等についてはもっと迅速に関係機関よりの回答が行われるよう、個人情報保護条例の非適用を検討すべき。また、不正には公平に厳しく当たるべきなので、CWに警察並みの逮捕権や、より強い調査権を与えるべき。
181	金銭管理の出来ない保護世帯。	計画的な金銭管理をお願いする。	
182	・医療扶助を適用している全ケース。 ・介護保険みなし2号申請者。	・レセプト点検 ・訪問調査	プライバシーの問題。委託をする場合、その企業などに法的基準や資格のようなものを設けてはどうか。
183	全ケース	保護の開始、廃止以外の業務全て。	
184			個人情報の保護・管理。現在公用で取り扱っている戸籍や住民票などの取り扱い。
185	・高齢者で見守り等が必要なケース。 ・全ケース	・訪問調査活動 ・関係機関調査	個人のプライバシーの保護について確保されるかが一番の問題点であり、法的整備が必要と考えられる。
186	全ケース	資産調査	守秘義務の徹底。
187	全ケース	新規の29条調査	プライバシーの問題。秘密保持の点。
188	就労指導対象ケース	専門的に、就職活動方法を援助してもらいたい。実際に仕事が少ない社会情報の中での就労指導は、CWにとって負担である。	
189	・処遇の安定したケース。 ・施設入所のケース。	・訪問 ・一時扶助の支給等の保護の変更。	
190	高齢、心身障害者等、福祉サービスの提供が必要なケース。	福祉サービスの全体的な検討と調整。	民間団体による法第29条の調査等が円滑に進むための関係法律の整備
191		サービス調整	
192	・高齢の単身世帯 ・精神障害者の単身世帯。	家庭訪問	
193	・就労指導 ・退院促進 ・関係先調査	・キャリアカウンセリング、求職活動指導。 ・介護保健施設、家探し、見学、入所の同行。 ・29条調査	個人情報の守秘義務。
194			プライバシーの保護についての法整備と罰則規定。